

倉敷市電気・ガス価格高騰緊急経済対策補助金交付 「よくあるご質問」

(令和4年10月31日時点版)

しばらくの間、電話がつながりにくい状況が想定されます。事業者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、各種お問合せにつきましては、「よくあるご質問」「リーフレット」「交付申請書」「提出書類チェックシート」の説明をご確認のうえ、お問合せくださいますようお願いいたします。

【目次】

1 補助対象者について	5
1-Q1: 補助対象者はどのように考えますか？	5
1-Q2: 常時使用する従業員の数は、市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよろしいですか？	5
1-Q3: 常時使用する従業員の定義を教えてください。	5
1-Q4: 個人事業主で、市内に店舗があるが、住所が市外にある場合は対象になりますか？	6
1-Q5: 法人で、市内に工場や営業所があるが、本社・本店が市外にある場合は対象になりますか？	6
1-Q6: 市内に複数の事業所がある場合、事業所単位で申請できるのですか？	6
1-Q7: 現在は市内で事業を行っていますが、来月市外へ事業所を移転します。この場合、対象になりますか？	6
1-Q8: 現在は市内で事業を行っていますが、数か月後に廃業予定です。この場合、対象になりますか？	6
1-Q9: 令和4年1月から9月の任意のひと月（対象月）に、倉敷市内で自らの事業活動に使用した電気・ガス（都市ガス・LPガス）の料金の合計額（対象月市内使用合計額）（税込）を計算すると、9万5千円でしたが、対象になりますか？	6
1-Q10: 市内で福祉事業を行っている法人です。倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受ける予定ですが、対象になりますか？	6
1-Q11: 社会福祉法人は、なぜ対象外なのですか？	7
1-Q12: いわゆる「みなし大企業」も対象になりますか？	7
1-Q13: 対象月に市内で使用した電気・ガス料金について、市や他の団体から別の補助金を受ける場合は、対象になりますか？	7
1-Q14: タクシー事業者です。国土交通省の燃料価格激変緩和対策事業によるLPガスの燃料高騰相当分の補助を受けていますが、本補助金を申請できますか？	7
1-Q15: 市税の滞納がありますが、対象になりますか？	7
1-Q16: 市外在住で市内に店舗を持っている個人事業主です。市税を納めていないのですが、対象になりますか？	7
1-Q17: 本社が市外で、市内に工場がある法人です。法人市民税を納めていないのですが、対象になりますか？	8
1-Q18: 令和3年末以前に創業した個人事業主です。確定申告の義務が無かったので、令和3年分の所得税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか？	8
1-Q19: 法人で法人税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか？	8
1-Q20: 倉敷市の外郭団体は対象になりますか？	8
2 補助対象経費について	9
2-Q1: 補助対象経費の算出方法について教えてください。	9
2-Q2: 補助対象となるガス料金は、都市ガスとLPガスの料金のみでしょうか？	9
2-Q3: 本補助金におけるLPガスの定義を教えてください。	9
2-Q4: 補助金交付申請額の算出方法について教えてください。	9

2-Q 5 : 対象月とは何ですか？	9
2-Q 6 : 対象月の考え方を教えてください。	9
2-Q 7 : 例えば、電気料金については3月、ガス料金については7月と、電気とガスで別の月を対象月にしてもよいですか？	10
2-Q 8 : 市外の事業所で使用した電気・ガス料金についても補助対象経費になりますか？	10
2-Q 9 : 確定申告時に経費計上しない電気・ガス料金を補助対象経費に含めてもよいですか。	10
2-Q 10 : 自宅兼事務所（店舗等）で、自家分と事業分の電気代をまとめて支払っている場合はどのように補助対象経費を計上すればよいですか？	10
2-Q 11 : 収益事業と非収益事業を行っている法人ですが、どのように補助対象経費を計上すればよいですか？	10
2-Q 12 : キッチンカーで、市内・市外の両方で営業している場合は、どのように補助対象経費を計上すればよいですか？	11
2-Q 13 : ①原材料としての使用を目的に購入した、②他者への販売目的に購入した、③他者に使用料金を請求する電気・ガスの料金も補助対象経費としてよいですか？	11
2-Q 14 : 社員寮、従業員用借上住宅等に係る電気・ガス料金を会社が支払っていますが、補助対象経費としてもよいですか？	11
2-Q 15 : 店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、電気代は毎月貸主（大家）に支払っていますが、補助対象経費になりますか？	11
2-Q 16 : 店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、共益費（管理費）の中に電気代が含まれています。貸主（大家）が作成した共益費明細があれば、補助対象経費になりますか？	11
2-Q 17 : 不動産賃貸業を営んでおり、共用部分の電気代は自社が負担していますが、補助対象経費になりますか？	11
2-Q 18 : 個人事業主です。電気代は従業員である家族名義で契約し、家族の口座から引き落とされていますが、補助対象経費になりますか？	11
2-Q 19 : 法人です。電気代は代表者名義で契約し、代表者の口座から引き落とされていますが、補助対象経費になりますか？	12
2-Q 20 : 電気代（ガス代）に、延滞金や証明書発行手数料等が含まれている場合、それらも補助対象経費になりますか？	12
2-Q 21 : 倉敷市の公の施設の指定管理者です。当該施設の管理運営について、指定管理者が支払う電気・ガスの料金は補助対象経費になりますか？	12
2-Q 22 : 本補助金は課税の対象になりますか？	12
3 申請について	13
3-Q 1 : 申請書は手書きのものを提出してもよいですか？	13
3-Q 2 : 申請書に押印は必要ですか？	13
3-Q 3 : 交付申請書の「1 申請者の基本情報」の、業種分類がわかりません。	13
3-Q 4 : モノを製造して販売している場合、どの業種に分類されますか？	13
3-Q 5 : モノを加工して販売している場合、どの業種に分類されますか？	14
3-Q 6 : 常時使用する従業員の数は、市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよろしいですか？【再掲】	14
3-Q 7 : 常時使用する従業員の定義を教えてください。【再掲】	14

3-Q 8 : 交付申請書の「2 交付対象要件の・・・同意事項」の3番目にある「倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金」の内容について教えてください。	14
3-Q 9 : 交付申請書の「4 対象月に・・・料金」の表の記載について、補助対象経費が80万円を超える場合（補助金額が限度額の40万円となる場合）は、80万円を超えた部分については、記載不要でしょうか？	15
3-Q 10 : 交付申請書の「5 補助金振込口座」について、振込先のゆうちょ銀行の支店名と7桁の口座番号が分からないのですが。	15
3-Q 11 : 補助金振込口座が当座預金口座のため、通帳がない場合の添付書類について教えてください。	15
3-Q 12 : 口座振替の場合、検針票や請求書に、前月料金の口座振替済が記載されている場合がありますが、その写しを対象月の支払いを証する書類としてもよいですか？	15
3-Q 13 : クレジット支払いの際の注意事項・提出書類はありますか？	16
3-Q 14 : 電気・ガス会社指定の振込用紙での支払いは、何払いに該当しますか？	16
3-Q 15 : スマートフォンの支払いアプリを利用し、電気・ガス会社指定の振込用紙に印字されたバーコードを読み込むことで料金を支払っている場合は、対象となりますか？また支払いを証する書類は、アプリ画面を印刷したものでよいですか？	16
3-Q 16 : 現金での支払い分は対象となりますか？	16
3-Q 17 : 領収書には印紙の貼付が必要ですか？	17
3-Q 18 : 小切手・手形での支払いは対象となりますか？	17
3-Q 19 : 事業所等の外観写真及び電気・ガスメーターの近接写真は必ず必要なのでしょうか？ ..	17
3-Q 20 : 電気については、検針票等に使用場所の地番の記載があり、ガスについては記載がない場合は、ガスのメーターの近接写真のみの提出でよいのでしょうか？	17
3-Q 21 : 電気（ガス）のメーターがどこにあるか分からないのですが？	18
3-Q 22 : 1カ所の事業所等に複数のメーターがある場合は、全てのメーターの近接写真が必要ですか？	18
3-Q 23 : 商業施設に入居している店舗や、オフィスビルに入居している事務所で、道路に面していない、高層階にある等により、外部から店舗や事務所が見えない場合は、事業所等の外観写真は何を撮影すればよいですか？	18
3-Q 24 : 店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、専有部分に電気の子メーターがある場合は、子メーターの近接写真を撮影すればよいのでしょうか？	18
3-Q 25 : 市税納税証明書の取得方法を教えてください。	18
3-Q 26 : 確定申告書に税務署の收受印の無い場合や、e-Tax による申告で受信通知（メール詳細）の無い場合は、どうしたらよいですか？	18
3-Q 27 : 確定申告書に税理士等、税務署以外の者による受付印等が押印されている場合、税務署の收受印の代替となりますか？	18
3-Q 28 : 会社の決算期が10月で、補助金申請が11月の場合、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能でしょうか？	19
3-Q 29 : 家事按分等理由書の提出が必要な者を教えてください。	19
3-Q 30 : 使用場所多数版電気・ガス料金一覧の提出が必要な者を教えてください。	19
【追加・修正履歴】	19

1 補助対象者について

1-Q1：補助対象者はどのように考えますか？

A：下の表に列挙されたもので、要件を満たす方が補助対象者となります。

補 助 対 象 者
市内に事業所を有する、中小企業者である個人事業主（農林水産業者、開業医を含む。）
市内に事業所を有する、中小企業者である株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、士業法人
市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が 300 人以下である医療法人
市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が 300 人以下である事業協同組合、企業組合、協業組合、農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く。）、一般社団法人、一般財団法人
法人税法上の収益事業（法人税法施行令第 5 条に規定される 34 事業）を行い、市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が 300 人以下である特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

1-Q2：常時使用する従業員の数は、市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよろしいですか？

A：お見込みのとおりです。

1-Q3：常時使用する従業員の定義を教えてください。

A：労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とします。なお、同法 21 条には、「予め解雇の予告を必要とする者」に当たらないものとして、以下の労働者を挙げています。判断に迷う場合は、労働基準監督署に相談してください。なお、会社役員、個人事業主は、常時使用する従業員には含まれません。

労働基準法第 21 条

- ・ 日日雇い入れられる者（1 か月を超えて継続して雇用した場合を除く）
- ・ 2 か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
- ・ 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
- ・ 試（ためし）の使用期間中の者（14 日を超えて雇用した場合を除く）

1-Q4：個人事業主で、市内に店舗があるが、住所が市外にある場合は対象になりますか？

A：対象になります。事業所が倉敷市内にあることが要件で、住所の市内外は問いません。

1-Q5：法人で、市内に工場や営業所があるが、本社・本店が市外にある場合は対象になりますか？

A：対象になります。事業所が倉敷市内にあることが要件で、本社・本店の所在の市内外は問いません。

1-Q6：市内に複数の事業所がある場合、事業所単位で申請できるのですか？

A：事業所単位で申請はできません。申請は1事業者1回限りです。市内に複数事業所がある場合は、各事業所の対象経費をまとめて1事業者として申請してください。

1-Q7：現在は市内で事業を行っていますが、来月市外へ事業所を移転します。この場合、対象になりますか？

A：対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

1-Q8：現在は市内で事業を行っていますが、数か月後に廃業予定です。この場合、対象になりますか？

A：対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

1-Q9：令和4年1月から9月の任意のひと月（対象月）に、倉敷市内で自らの事業活動に使用した電気・ガス（都市ガス・LPガス）の料金の合計額（対象月市内使用合計額）（税込）を計算すると、9万5千円でしたが、対象になりますか？

A：対象外です。対象月市内使用合計額（税込）が10万円以上の方が補助対象者となります。（※対象月については、2-Q5～Q7参照）

1-Q10：市内で福祉事業を行っている法人です。倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受ける予定ですが、対象になりますか。

A：対象外です。同支援金と本補助金の併給は不可としており、同支援金の交付を受ける方は本補助金を申請いただくことはできません。なお、同支援金の詳細については、次のとおり、福祉サービスの種別に応じ、倉敷市の各担当課にお問合せください。

福祉サービスの種別	担当課	電話番号
介護保険サービス	介護保険課	086-426-3343
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（各特定施設を除く）	健康長寿課	086-426-3315
障がい福祉サービス等	障がい福祉課	086-426-3305
保育所等	保育・幼稚園課	086-426-3311
放課後児童健全育成事業	子育て支援課	086-426-3314
保護施設等	生活福祉課	086-426-3325

1-Q11：社会福祉法人は、なぜ対象外なのですか？

A：社会福祉法人については、倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金により支援することとしているため、本補助金では対象外としています。なお、同支援金の詳細については、前問の回答のとおり、福祉サービスの種別に応じ、倉敷市の各担当課にお問合せください。

1-Q12：いわゆる「みなし大企業」も対象になりますか。

A：対象になります。

1-Q13：対象月に市内で使用した電気・ガス料金について、市や他の団体から別の補助金を受ける場合は、対象になりますか？

A：対象外です。

1-Q14：タクシー事業者です。国土交通省の燃料価格激変緩和対策事業によるLPガスの燃料高騰相当分の補助を受けていますが、本補助金を申請できますか？

A：令和4年1月から9月の間で、燃料価格激変緩和対策事業による補助を受けていない（受けない）月を対象月とする場合に限り、本補助金を申請いただけます。

（※対象月については、2-Q5～Q7参照）

1-Q15：市税の滞納がありますが、対象になりますか？

A：対象外です。市税に滞納がないことが要件です。

1-Q16：市外在住で市内に店舗を持っている個人事業主です。市税を納めていないので

すが、対象になりますか？

A：納税義務者でありながら市税を納めていない方は対象外となります。令和4年1月1日現在で市内に事業所を持っている個人で、市内に住所がない人は、原則として、個人市民税の納税義務者となります。倉敷市市民税課（086-426-3181）に確認をお願いします。

1-Q17：本社が市外で、市内に工場がある法人です。法人市民税を納めていないのですが、対象になりますか？

A：納税義務者でありながら法人市民税を納めていない方は対象外となります。市内に事業所がある法人は、設立後間もなく申告期末到来の法人を除き、法人市民税の納税義務者となります。倉敷市市民税課（086-426-3181）に確認をお願いします。

1-Q18：令和3年末以前に創業した個人事業主です。確定申告の義務が無かったので、令和3年分の所得税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか？

A：市県民税の申告を行っていれば対象になります。その場合は、令和4年度の市県民税申告書（市の受付印が押されたもの）の写しを提出してください。

1-Q19：法人で法人税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか？

A： 設立後間もなく申告期末到来の法人を除き、確定申告を行っていない法人は、対象外です。

1-Q20：倉敷市の外郭団体は対象になりますか。

A： 対象外です。

2 補助対象経費について

2-Q1：補助対象経費の算出方法について教えてください。

A：まず、令和4年1月から9月の間で、任意のひと月（対象月）を設定します。

（※対象月については、2-Q5～Q7参照）

次に、対象月に倉敷市内で自らの事業活動に使用した電気・ガス料金の合計額（対象月市内使用合計額（税込））を求めます。

対象月市内使用合計額（税込）から消費税を除いた額（税抜）が補助対象経費となります。

2-Q2：補助対象となるガス料金は、都市ガスとLPガスの料金のみでしょうか？

A：お見込みのとおりです。

2-Q3：本補助金におけるLPガスの定義を教えてください。

A：プロパン、ブタン、プロピレンを主成分とするガスを液化したもの（その充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において気化したものを含む。）をいいます。

（※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における液化石油ガスの定義）

ご使用のガスが、LPガスに該当するか不明な場合は、上記の定義を踏まえ、購入先に確認ください。

2-Q4：補助金交付申請額の算出方法について教えてください。

A：2-Q1で回答した補助対象経費に1/2を乗じてください。千円未満を切捨てた額が補助金交付申請額になります。（上限40万円）

2-Q5：対象月とは何ですか？

A：補助対象経費の算定範囲となる電気・ガスの使用期間として、申請者が任意に設定する令和4年の1月から9月の間のひと月のことです。

2-Q6：対象月の考え方を教えてください。

A：次のとおりです。

①電気、ガスの検針票（使用量のお知らせ）、請求書等に記載の使用期間中最も多くの日が

属する月を対象月とする。

【例】「使用期間 4月9日～5月8日」と記載がある場合の対象月は4月。

②使用期間の記載がない場合は、検針日から推定した使用期間中最も多くの日が属する月を対象月とする。

【例】「前回検針日8/14 今回検針日9/14」とある場合の対象月は8月。

③上記①、②において、属する月の日数が同数の場合は、いずれの月を対象月としても可。

④LPガスを、ボンベでスポット購入している場合等は、納品日の属する月を対象月とする。

2-Q7：例えば、電気料金については3月、ガス料金については7月と、電気とガスで別の月を対象月にしてもよいですか？

A：不可です。電気料金とガス料金の対象月は同一とします。

2-Q8：市外の事業所で使用した電気・ガス料金についても補助対象経費になりますか？

A：補助対象外です。倉敷市内で自らの事業活動に使用した電気・ガスの料金のみが補助対象経費です。

2-Q9：確定申告時に経費計上しない電気・ガス料金を補助対象経費に含めてもよいですか。

A：不可です。確定申告時に経費計上する電気・ガス料金のみが補助対象経費となります。

2-Q10：自宅兼事務所（店舗等）で、自家分と事業分の電気代をまとめて支払っている場合はどのように補助対象経費を計上すればよいですか？

A：確定申告時の家事按分を基準に、事業分の料金のみを適正に計上するとともに、家事按分等理由書を提出してください。

2-Q11：収益事業と非収益事業を行っている法人ですが、どのように補助対象経費を計上すればよいですか？

A：確定申告を行う収益事業分に係る料金のみを適正に計上するとともに、家事按分等理由書を提出してください。

2-Q12：キッチンカーで、市内・市外の両方で営業している場合は、どのように補助対象経費を計上すればよいですか？

A：対象月の市内外の営業日数等で按分し、市内使用分のみを適正に計上するとともに、家事按分等理由書を提出してください。

2-Q13：①原材料としての使用を目的に購入した、②他者への販売目的に購入した、③他者に使用料金を請求する電気・ガスの料金も補助対象経費としてよいですか？

A：不可です。それらは補助対象外です。

2-Q14：社員寮、従業員用借上住宅等に係る電気・ガス料金を会社が支払っていますが、補助対象経費としてもよいですか？

A：不可です。個々の従業員への生活者支援の側面があり、事業者支援という本補助金の趣旨に沿わないものと判断されるため、補助対象外とします。

2-Q15：店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、電気代は毎月貸主（大家）に支払っていますが、補助対象経費になりますか？

A：請求書等で、電気代の金額が明確に分かる場合は、補助対象経費になります。

2-Q16：店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、共益費（管理費）の中に電気代が含まれています。貸主（大家）が作成した共益費明細があれば、補助対象経費になりますか？

A：共益費（管理費）等に含まれる電気代については、明細書の有無に関わらず、補助対象外です。

2-Q17：不動産賃貸業を営んでおり、共用部分の電気代は自社が負担していますが、補助対象経費になりますか？

A：不動産賃貸業を営む上で、必要な経費の電気代は補助対象経費になります。ただし、入居者から共益費（管理費）等（共用部分の電気代含む）を受け取っている場合は、対象外とします。

2-Q18：個人事業主です。電気代は従業員である家族名義で契約し、家族の口座から引き落とされていますが、補助対象経費になりますか？

A：確定申告時に経費計上する電気料金である場合は、補助対象経費となり得ます。ただし、

補助対象経費は、申請者（個人事業主）が支払ったものに限られます。このため、家族の支払（立替払い）分について、申請者が家族に支払っている（清算している）ことが必要です。

家族が支払った補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写しに加えて、申請者による清算を証する書類の写しを提出してください。

なお、清算を証する書類の写しは、補助対象経費の支払いを証する書類（口座振込の場合、現金払いの場合）と同様のものがが必要です。

2-Q19：法人です。電気代は代表者名義で契約し、代表者の口座から引き落とされていますが、補助対象経費になりますか？

A：上記2-Q18と同様の考え方となります。

2-Q20：電気代（ガス代）に、延滞金や証明書発行手数料等が含まれている場合、それらも補助対象経費になりますか？

A：なりません。補助対象経費となるのは、対象月に使用した電気・ガスの使用料金（税抜）です。延滞金等が含まれている場合は、それらを除いて補助対象経費を計上してください。

2-Q21：倉敷市の公の施設の指定管理者です。当該施設の管理運営について、指定管理者が支払う電気・ガスの料金は補助対象経費になりますか？

A：なりません。公の施設その他の市の施設について、市から管理運営を受託している事業者が支払う、当該施設の管理運営に係る電気・ガスの料金は補助対象外です。

2-Q22：本補助金は課税の対象になりますか？

A：法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。

3 申請について

3-Q1：申請書は手書きのものを提出してもよいですか？

A：手書きの申請書でも提出できます。ただし、補助金交付申請額の自動計算等ができて便利ですので、なるべく、倉敷市事業継続支援室のホームページからダウンロードした、電子様式（Excel）に入力して作成してください。

3-Q2：申請書に押印は必要ですか？

A：申請書への押印は不要です。

3-Q3：交付申請書の「1 申請者の基本情報」の、業種分類がわかりません。

A：下の「卸売業・サービス業・小売業」の対応表で、主事業（売上高が最も多い事業）が該当する区分を確認ください。当てはまるものがない場合は、「製造業・建設業・運輸業その他」となります。表の事業内容の詳細は、総務省ホームページの日本標準産業分類を確認ください。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業（旅行業は除く。）、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）
小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、 飲食店 、持ち帰り・配達飲食サービス業

3-Q4：モノを製造して販売している場合、どの業種に分類されますか？

A：以下の例を参考に判断してください。

例1：製造して、事業者へ卸している場合→製造業

例2：製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合→製造業

例3：製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している

場合→小売業

3-Q5：モノを加工して販売している場合、どの業種に分類されますか？

A：販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業、小売業に分類されます。

○卸売業，小売業に分類される例

例1：魚の頭を切り落として販売

例2：茎わかめを仕入れて茎を切り落としてわかめのみを販売 等

○以下の加工の場合は、製造業に分類されます。

例1：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す

例2：魚をさしみや切り身にして卸す 等

3-Q6：常時使用する従業員の数は、市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよろしいですか？【再掲】

A：お見込みのとおりです。

3-Q7：常時使用する従業員の定義を教えてください。【再掲】

A：労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とします。なお、同法21条には、「予め解雇の予告を必要とする者」に当たらないものとして、以下の労働者を挙げています。判断に迷う場合は、労働基準監督署に相談してください。なお、会社役員、個人事業主は、常時使用する従業員には含まれません。

労働基準法第21条

- ・ 日日雇い入れられる者（1か月を超えて継続して雇用した場合を除く）
- ・ 2か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
- ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
- ・ 試（ためし）の使用期間中の者（14日を超えて雇用した場合を除く）

3-Q8：交付申請書の「2 交付対象要件の・・・同意事項」の3番目にある「倉敷市福

祉サービス事業所等物価高騰対策支援金」の内容について教えてください。

A：倉敷市保健福祉局が実施する、福祉サービスを提供する事業所等の負担軽減を図る支援金制度です。同支援金の詳細については、次のとおり、福祉サービスの種別に応じ、倉敷市の各担当課にお問合せください。

福祉サービスの種別	担当課	電話番号
介護保険サービス	介護保険課	086-426-3343
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（各特定施設を除く）	健康長寿課	086-426-3315
障がい福祉サービス等	障がい福祉課	086-426-3305
保育所等	保育・幼稚園課	086-426-3311
放課後児童健全育成事業	子育て支援課	086-426-3314
保護施設等	生活福祉課	086-426-3325

3-Q9：交付申請書の「4 対象月に・・料金」の表の記載について、補助対象経費が80万円を超える場合（補助金額が限度額の40万円となる場合）は、80万円を超えた部分については、記載不要でしょうか？

A：お見込みのとおりです。

3-Q10：交付申請書の「5 補助金振込口座」について、振込先のゆうちょ銀行の支店名と7桁の口座番号が分からないのですが。

A：通帳2ページ目の下段に記載されています。インターネットでも「ゆうちょ銀行__記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。

3-Q11：補助金振込口座が当座預金口座のため、通帳がない場合の添付書類について教えてください。

A：「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

3-Q12：口座振替の場合、検針票や請求書に、前月料金の口座振替済が記載されている場合がありますが、その写しを対象月の支払いを証する書類としてもよいですか？

A：不可です。必ず口座通帳（表紙、該当の記帳箇所）の写しを提出してください。

(※電気・ガスの契約者名（お客様名）と支払者が異なるケースがあるため。)

3-Q13：クレジット支払いの際の注意事項・提出書類はありますか？

A：カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が申請者名義（個人事業主・法人）であるもののみが対象となり、口座からの引き落としが完了した場合のみ認められます。なお、リボルビング払いは認められません。

※個人事業主で、家族名義のカードで支払い家族名義の口座から引き落とされている、法人で、代表者名義のカードで支払い代表者名義の口座から引き落とされている場合等は、2-Q18・Q19と同様の考え方となります。

3-Q14：電気・ガス会社指定の振込用紙での支払いは、何払いに該当しますか？

A： コンビニ、金融機関等で現金で支払った場合は現金払いに該当します。金融機関等で通帳（カード）から支払った場合は、口座振込に該当します。

3-Q15：スマートフォンの支払いアプリを利用し、電気・ガス会社指定の振込用紙に印字されたバーコードを読み込むことで料金を支払っている場合は、対象となりますか？また支払いを証する書類は、アプリ画面を印刷したものでよいですか？

A：対象となり得ます。アプリの利用者が申請者であることを確認できる資料を提出できる場合に限り、支払いを証する書類として、アプリ画面の印刷も可とします。それ以外の場合は、電気・ガス会社に依頼の上、支払証明書等を発行してもらい、その写しを提出してください。

なお、当該アプリによる支払いがクレジットカード払いの場合は、クレジットカード払いの場合と同様の書類（カード会社発行の利用明細書及び口座通帳）を提出してください。

3-Q16：現金での支払い分は対象となりますか？

A：対象となり得ます。ただし、領収書に加えて、領収書の内容と整合する、仕訳帳・現金出納帳などの支出がわかる帳簿の提出が必要です。また、現金払いの場合は、不正防止のため、購入先に照会を行う場合があります。

3-Q17: 領収書には印紙の貼付が必要ですか？

A: 印紙税法に基づき、必要な印紙が貼付されていることが必要です。

3-Q18: 小切手・手形での支払いは対象となりますか？

A: 自社・自己振出の小切手・約束手形のみ対象となり得ます。(裏書手形は不可。) この場合、振り出した小切手・約束手形の当座預金口座からの引き落としまでが確認できる必要があります。また、次の書類の写しの提出が必要です。

- ・振り出した小切手・約束手形の半券 (受取人が明記されているもの)
- ・小切手・約束手形の引き落としが確認できる当座勘定照合表等

3-Q19: 事業所等の外観写真及び電気・ガスメーターの近接写真は必ず必要なのでしょうか？

A: 事業所等の外観写真は必須です。

電気・ガスメーターの近接写真は、検針票や、請求書等に使用場所の地番 (※請求書等の送付先ではなく、電気・ガスの使用場所。下記【参考】参照。) の記載がない場合に必要です。

ただし、電気・ガス会社に別途依頼し、使用場所の地番の記載された書類(支払証明書等)を発行してもらい、その写しを提出する場合は、メーター写真の提出は不要です。

【参考】使用場所の地番の記載

電氣ご使用量のお知らせ 毎度ご利用いただきありがとうございます。		XXXX年 7月分	
ご契約名義	中電 太郎	ご契約名義	中電 太郎 様
ご契約場所	広島市中区小町4-33	ご使用場所	広島県広島市中区〇〇1-2-3
ご契約番号 (供給地点特定番号)	1000-00000000-1 (10000000000000000000000000000000)	ご契約番号 (供給地点特定番号)	1000-12345678-1 (0701123456789100000000)
ご契約種別	既設電灯A	ご契約種別	シンプルコース
ご使用期間	3月 23日 ~ 4月 21日 (日数 30日)	ご使用期間	6月 1日 ~ 7月 2日 (日数32日)
今月検針日	4月 22日	今月検針日	7月 3日
次月検針日	5月 22日	次月検針日	8月 2日

3-Q20: 電気については、検針票等に使用場所の地番の記載があり、ガスについては記載がない場合は、ガスのメーターの近接写真のみの提出でよいのでしょうか？

A: お見込みのとおりです。

3-Q21：電気（ガス）のメーターがどこにあるか分からないのですが？

A：お手数ですが、ご契約の電気・ガス会社にお問合せください。

3-Q22：1カ所の事業所等に複数のメーターがある場合は、全てのメーターの近接写真が必要ですか？

A：電気、ガスごとに任意の1つのメーターの近接写真を撮影してください。

3-Q23：商業施設に入居している店舗や、オフィスビルに入居している事務所で、道路に面していない、高層階にある等により、外部から店舗や事務所が見えない場合は、事業所等の外観写真は何を撮影すればよいですか？

A：入居している建物（商業施設やオフィスビル）の外観を撮影してください。

3-Q24：店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、専有部分に電気の子メーターがある場合は、子メーターの近接写真を撮影すればよいでしょうか？

A：お見込みのとおりです。

3-Q25：市税納税証明書の取得方法を教えてください。

A：本補助金専用の税証明交付申請書（補助金HP掲載）により、本庁税制課、児島・玉島・水島・真備・船穂・庄・茶屋町の各支所の窓口で取得してください。

郵送での請求方法については市HP【郵送で請求される場合】を参照いただくか、倉敷市税制課（086-426-3175）までお問合せください。

【郵送で請求される場合】

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/tax/shomei/yubin/>

3-Q26：確定申告書に税務署の收受印の無い場合や、e-Taxによる申告で受信通知（メール詳細）の無い場合は、どうしたらよいですか？

A：提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することが必要です。なお、「納税証明書（その2所得金額用）」は税務署で交付を受けることができます。

3-Q27：確定申告書に税理士等、税務署以外の者による受付印等が押印されている場合、

税務署の收受印の代替となりますか？

A： 税務署の收受印以外は認められません。

3-Q28：会社の決算期が10月で、補助金申請が11月の場合、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能でしょうか？

A： 税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、前年の確定申告書でも可能です。

3-Q29：家事按分等理由書の提出が必要な者を教えてください。

A： 自宅兼事務所(店舗等)のため経費の家事按分を行う場合、収益事業と非収益事業の両方を行っており経費の按分を行う場合等、交付申請書「4 対象月に・・・料金」の表に記載した電気・ガスの料金と実際の支払額が異なる方は提出が必要です。

3-Q30：使用場所多数版電気・ガス料金一覧の提出が必要な者を教えてください。

A： 交付申請書「4 対象月に・・・料金」の表に記載する電気・ガスの使用場所が7カ所以上の方は提出が必要です。

【追加・修正履歴】

